

IV. 処分完了の届出について

特定有害廃棄物等を輸入した者は、当該貨物の処分が完了したときは、法令に基づき、速やかに経済産業省及び環境省へ次の書類をそれぞれに届け出てください。

(1) 届出に必要な書類

- ① 移動書類に係る処分届出書 1通
- ② 移動書類の写し 1通
- ③ 輸入承認証（裏面を含む）の写し 1通

(2) 届出先

【経済産業省】

経済産業省 貿易経済協力局 貿易審査課 有害廃棄物貿易審査班

住 所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

電 話：03-3501-1659（直通）

【環境省】最終の処分作業を行う処分施設の所在地を所管する地方環境事務所

- 北海道
〒060-0808 札幌市北区北八条西2丁目1-1 札幌第一合同庁舎3階
北海道地方環境事務所
(電話) 011-299-1952
- 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県
〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎6階
東北地方環境事務所
(電話) 022-722-2871
- 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県
〒330-6018 さいたま市中央区新都心1-1-2
明治安田生命さいたま新都心 ビル18階
関東地方環境事務所
(電話) 048-600-0814
- 富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県及び三重県
〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2
中部地方環境事務所
(電話) 052-955-2132
- 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県
〒540-6591 大阪府中央区大手前1-7-31 OMMビル8階
近畿地方環境事務所
(電話) 06-4792-0702
- 鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県
〒700-0907 岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎11F
中国四国地方環境事務所
(電話) 086-223-1584

- 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
〒760-0023 香川県高松市寿町 2-1-1 高松第一生命ビル新館 6 階
高松事務所
(電話) 087-811-7240
- 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県
〒860-0047 熊本県熊本市西区春日 2 丁目 10 番 1 号熊本地方合同庁舎B棟 4 階
九州地方環境事務所
(電話) 096-322-2410